漁業共済事業実施費補助金 水産業振興対策地方公共団体整備費補助金 （略） 農業農村整備事業費補助 新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金（地方創生道整備推進交付金（林野庁の所掌に係るものを除く。）、地方創生汚水処理施設整備推進交付金（水産庁の所掌に係るものを除く。）、農業農村整備事業及び農山漁村地域整備交付金（農業農村基盤整備に係るものに限る。）に限る。） （略）				
漁業共済事業実施費補助金 （新設） （略） 農業農村整備事業費補助 （新設） （略）				

二	三
（略） 水産基盤整備事業費補助 新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金（地方創生道整備推進交付金（林野庁の所掌に係るものに限る。）、地方創生汚水処理施設整備推進交付金（水産庁の所掌に係るものに限る。）、地方創生港整備推進交付金、治山事業、海岸事業、森林整備事業、水産基盤整備事業及び農山漁村地域整備交付金（農業農村基盤整備に係るものを除く。）に限る。） （略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

二	三
（略） 水産基盤整備事業費補助 （新設） （略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、令和七年度予算に係る補助金等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。